

議案第二十六号

三朝町^{心身}障害者医療費助成条例の一部改正について

四訂正次のとおり三朝町^{心身}障害者医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成五年三月十一日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成五年参月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町心身障害者医療費助成条例（昭和五十七年三朝町条例第九号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

三朝町医療費助成条例

第一条中「心身障害者」の下に「、その他特に医療費の助成を必要とする者」を加える。

第二条第一項本文中「心身障害者」を「医療費受給者」に改め、同項に次の二号を加える。

三 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第五条第一項に規定する配偶者のない

女子で、現に義務教育終了前の児童（十五歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、

同日以後引き続き中学校教育又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在学する児童を含む。

以下同じ。）を扶養している者及びその者が扶養している義務教育終了前の児童

四 三歳未満の者

第二条に次の一項を加える。

3 この条例において「被保険者等」とは、社会保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは被

扶養者（これらの者であった者を含む。以下同じ。）又は社会保険各法以外の法令の規定により医

療費を負担する患者若しくはその配偶者若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十

七条第一項に定める扶養義務者をいう。

第三条第一項中「第二条第一項の規定による者」を「医療費受給者」に、「被保険者」を「被保険者等」に改める。

第五条中「受ける」を「受けようとする」に改める。

附 則

この条例は、平成五年四月一日から施行する。